

計画作成年度	令和7年度
計画主体	君津市

君津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 君津市経済環境部農政課
所在地 千葉県君津市久保 2-13-1
電話番号 0439-56-1312
FAX番号 0439-56-1314
メールアドレス nousei@city.kimitsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

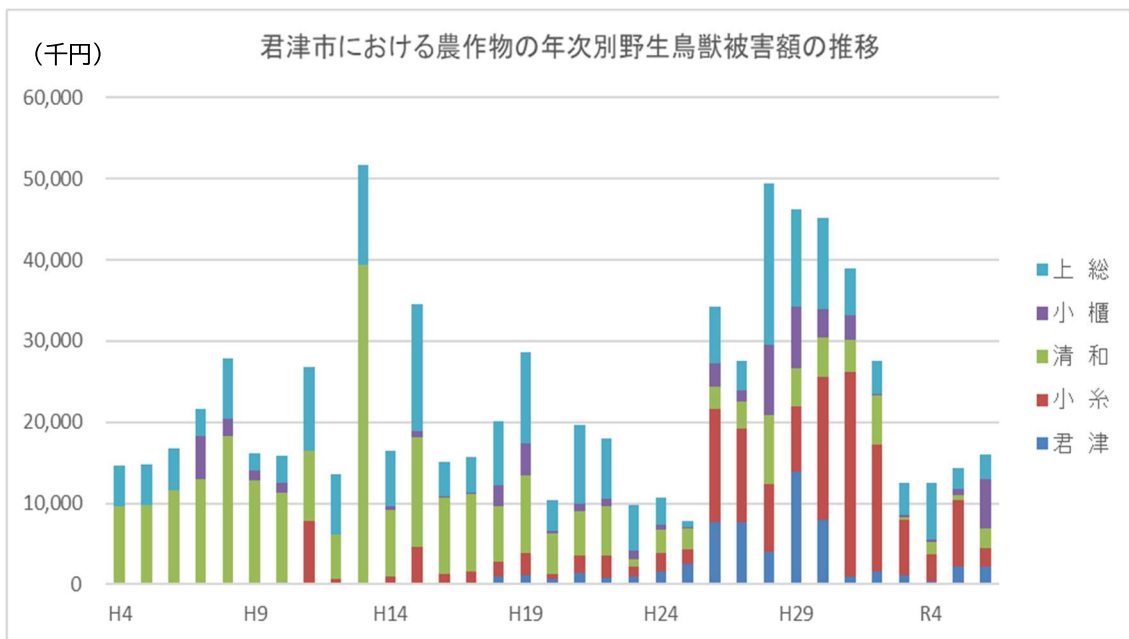
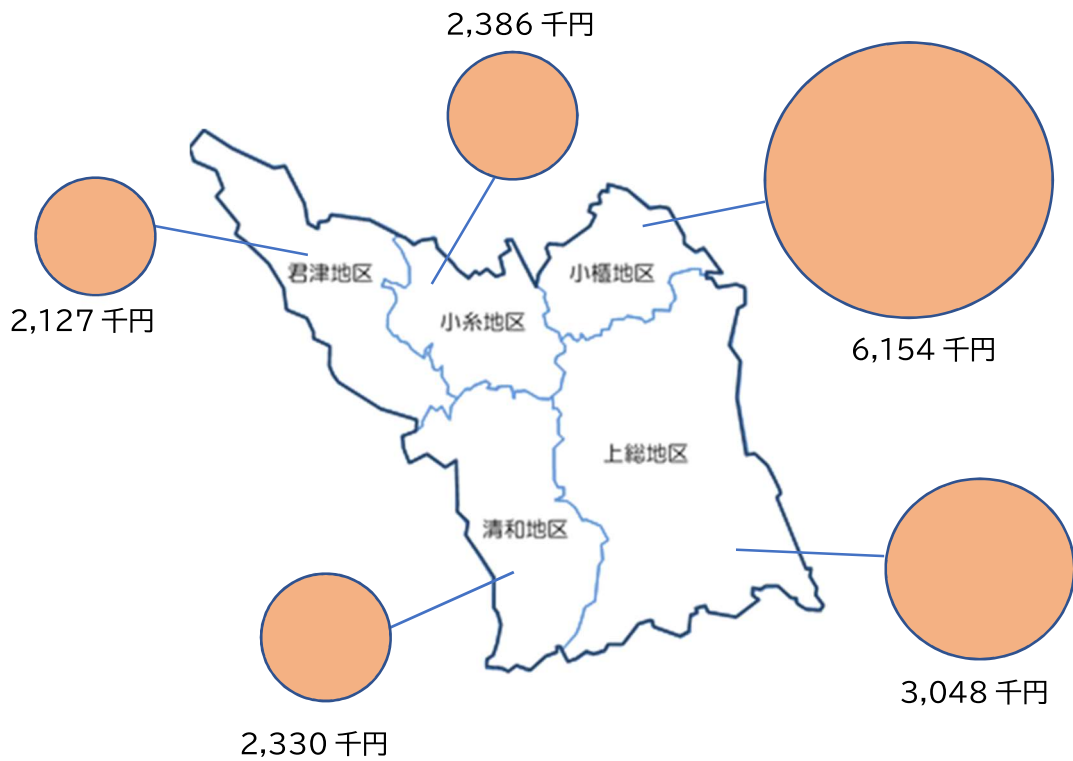
対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、キョン、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ニホンアナグマ、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、スズメ、ドバト、ヒヨドリ、カワウ、キジ、サギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	君津市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度） ※面積0aとなっているものは小数点未満

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額	面積
ニホンザル	水稻、豆類、果樹、野菜、 いも類、タケノコ	2,341 千円	114 a
ニホンジカ	水稻、豆類、果樹、野菜、 いも類、タケノコ	1,783 千円	157 a
イノシシ	水稻、豆類、果樹、いも類、 タケノコ	9,357 千円	998 a
キョン	水稻、果樹、野菜	1,047 千円	37 a
ハクビシン	水稻、果樹、いも類、 タケノコ	204 千円	15 a
アライグマ	水稻、果樹、野菜、タケノコ	333 千円	19 a
タヌキ	水稻	21 千円	2 a
ニホンアナグマ	豆類	71 千円	30 a
ノウサギ	－	－	－
ハシブトガラス ハシボソガラス	水稻、果樹、野菜	54 千円	2 a
カルガモ	－	－	－
スズメ	－	－	－
ドバト	－	－	－
ヒヨドリ	水稻、果樹、野菜	271 千円	3 a
カワウ	水稻、果樹	4 千円	0 a
キジ	果樹、野菜	555 千円	10 a
サギ	水稻、果樹	4 千円	0 a
合計		16,045 千円	1,387 a

令和6年度君津市における農林水産業の地区別野生鳥獣被害額



(2) 被害の傾向

(ア)ニホンザル

どの作物も通年で被害が出ており、特に水稻および野菜類の被害が多い。君津・小糸・小櫃・清和・上総、すべての地区で被害が出ている。また、農作物被害以外にも市街地への出没による家屋や設置物への被害、さらに現在は報告こそあがっていないものの人的被害も懸念されており、生活被害が見過ごせない状態にある。

(イ)ニホンジカ

春先から秋ごろまでに被害が多く、水稻を中心にいも類や豆類にも被害が出ている。小糸・清和・上総地区で特に被害が多く、小櫃地区にもやや被害があり、君津地区でもわずかに被害がある。

(ウ)イノシシ

春先のたけのこ、通年で水稻の被害が特に多く、そのほか秋には果樹やいも類にも被害が出ている。食害だけでなく、掘り起こしによって農地が荒らされる被害も多い。また、住宅地への出没もあり、サル同様に生活環境への影響もある。

(エ)キョン

通年での被害報告があり、主に水稻や野菜類の被害が出ている。市内での捕獲数、市民からの通報、ともに増加傾向にある。

(オ)ハクビシン・アライグマ

水稻や果樹を中心に通年で被害が発生している。食害だけでなく、市民からの家屋侵入に関する相談が多く、生活被害は見過ごせない状態にある。

(カ)タヌキ

水稻や野菜類を中心に通年で被害が発生している。

(キ)鳥類

水稻や果樹および野菜類で通年被害が発生している。また、子育て時期である春先から夏頃になると、営巣や通行人への威嚇・攻撃といった被害もある。

(3) 被害の軽減目標

※面積 0a となっているものは小数点未満

鳥獣の種類	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害額	被害面積	被害額	被害面積
ニホンザル	2,341 千円	114 a	1,639 千円	80 a
ニホンジカ	1,783 千円	157 a	1,248 千円	110 a
イノシシ	9,357 千円	998 a	6,550 千円	699 a
キョン	1,047 千円	37 a	733 千円	26 a
ハクビシン	204 千円	15 a	143 千円	11 a
アライグマ	333 千円	19 a	233 千円	13 a
タヌキ	21 千円	2 a	15 千円	1 a
ニホンアナグマ	71 千円	30 a	50 千円	21 a
ノウサギ	－	－	－	－
ハシブトガラス ハシボソガラス	54 千円	2 a	38 千円	1 a
カルガモ	－	－	－	－
スズメ	－	－	－	－
ドバト	－	－	－	－
ヒヨドリ	271 千円	3 a	190 千円	2 a
カワウ	4 千円	0 a	3 千円	0 a
キジ	555 千円	10 a	389 千円	7 a
サギ	4 千円	0 a	3 千円	0 a
合計	16,045 千円	1,387 a	11,234 千円	971 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策				課題
捕獲等に関する取組	【わな設置】 (単位：基)				捕獲従事者の高齢化や捕獲個体の埋設処分が負担になること等、わなを多数管理することが難しい状況にある。
		R4	R5	R6	
	箱わな	647	568	493	
	くくりわな	346	332	388	
	小型わな	46	22	56	
	合計	1,039	922	937	
	【わな狩猟免許取得の支援】 (単位：人)				近年では新規捕獲従事者も増えてきたが、試験定員に限りがある等の状況から、捕獲従事者の高齢化は十分に解消されていない。
	R4	R5	R6		
取得者	0	3	6		
	【鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業による捕獲経費の支援】 (単位：頭)				サル・シカについては捕獲頭数が少ない年度があるものの、全体的に捕獲頭数は増加傾向にあり、支援金額も年々増加している。
	R4	R5	R6		
サル	157	115	284		
シカ	1,602	1,389	1,994		
イノシシ	2,120	2,438	2,990		
合計	3,879	3,942	5,268		
	【一斉捕獲（サル追い払い）、緊急時の要請への対応】				地域住民からのサル出没に関する緊急相談について、現地到着時にはサルが逃げた後となることが多く、効果的な追払いを実施するためには地域主体での追払いの体制づくりが必要である。
	R4	R5	R6		
一斉捕獲 (人)	106	146	135		
要請出動 (件)	119	271	386		
合計	225	417	521		

捕獲等に関する取組	<p>【ジビエの取組】</p> <p>捕獲従事者の負担軽減および地域活性化を目的として、君津市獣肉処理加工施設と猟協流通清和市场工場の2施設でイノシシやシカのジビエ利活用に取り組んでいる。</p> <p>(令和5年までは森旧解体処理場も含めた3施設での受入頭数)</p> <p style="text-align: right;">(単位：頭)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シカ</td> <td>558</td> <td>846</td> <td>1,017</td> </tr> <tr> <td>イノシシ</td> <td>593</td> <td>812</td> <td>888</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,151</td> <td>1,658</td> <td>1,905</td> </tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	シカ	558	846	1,017	イノシシ	593	812	888	合計	1,151	1,658	1,905	<p>令和7年度からキョンの受入を開始したため、今後の状況を見て効果的な活用を検討していく。</p> <p>解体処理施設での処理数が、現在の施設・人員規模では限界を迎えている。</p>
		R4	R5	R6														
	シカ	558	846	1,017														
イノシシ	593	812	888															
合計	1,151	1,658	1,905															
<p>【安全講習会、技術講習会の実施】</p> <p>捕獲従事者を対象に、定期的に安全および技術に関する講習会を実施した。</p> <p>また、新規捕獲従事者を対象に初心者講習会を新たに実施した。</p>	<p>講習会に一部の捕獲従事者しか参加しない。</p>																	
<p>【鳥獣クラウドシステムの導入】</p> <p>捕獲頭数、獣種、場所、侵入防止柵設置場所、箱わな設置場所等のGISシステムを導入している。</p>	<p>GISを効果的に活用するには、常に最新の情報に更新しておく必要がある。</p>																	

防護柵の設置等に関する取組	【鳥獣侵入防止柵設置距離】 (単位：m)				集落単位など防除効果が高く効率的な地区単位での設置および維持管理についての体制づくり等の取組を進める。
		R4	R5	R6	
	電線3段	5,184	2,202	7,554	
	電線5段	1,249	6,511	—	
	猪用金網	4,761	2,407	2,258	
	鹿猪用金網	4,775	—	671	
	電気金網	566	—	—	
	ワイヤーメッシュ	940	—	840	
	合計	17,475	11,120	11,323	
生息環境管理その他の取組	【鳥獣被害対策実施隊員数（市職員除く）】 柵の管理や追い払い等の他、草刈や枝の切り払い等の生息環境管理も実施している。 (単位：名)				実施隊員の更なる追加や取組内容の拡充を図る。
		R4	R5	R6	
	隊員数	10	16	20	
	【講習会の実施】 環境管理や鳥獣の習性等を、講習会を通じて知識の普及に努めた。 (単位：回)				地域の実情に合わせた対策を提案していくことが望ましい。
	R4	R5	R6		
実施数	4	4	7		

(5) 今後の取組方針

被害分布が拡大する一方で、高齢化に伴い、将来的に捕獲等被害対策の担い手不足が懸念される状況を鑑み、被害対策の実施体制の整備と対策方法の見直しを行う。具体的な内容は下記に示す。

【捕獲】

体制	協議会との連携を強化し、地域ごとにきめ細かいフォロー体制の整備を図る。
担い手	農業者や地域の対策の担い手等に猟友会や君津市有害動物の被害をなくす会への参加を促す。新規捕獲従事者の確保を継続するとともに、経験の浅い捕獲従事者の技術向上を図る。
方法	箱わなについては、従来のけり糸方式による捕獲方法に加え、ICTの活用等も含めた効果的な捕獲方法を検討する。

【防護】

農作物被害のある地域において、既設の柵・箱わなの効果測定の結果を活用してより効果的に防護柵を設置する。また、地域と連携し、防護柵の適切な管理を図る。

【地域ぐるみの対策】

被害の状況は集落ごとで異なるため、被害対策に関する知識や技術を取得できる機会を増やし、地域による自己防衛対策の推進を図る。併せて、集落から推薦のあった対策の担い手等を実施隊員として任命し、現場の被害状況に即した対策を実施できるよう連携を図る。

【市街地出没の対応】

関係機関との連携により、連絡網の整備、緊急銃猟の体制構築や対応マニュアルの共有、先進事例の調査・研究、現地での実態調査を行い、効果的な対策を検討する。

【相談体制】

農家等からの被害相談に対応するため、君津猟友会及び君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会と連携し、捕獲や追払いを実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は、君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会、君津猟友会、君津市が協力して実施する。

【総括、計画策定】 君津市

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、キョン、	君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会および君津猟友会と連携し、担い手の確保に努め、捕獲の強化を図るとともに、ICT等の活用による効率的な捕獲も検討していく。
令和9年度	ハクビシン、アライグマ、	
令和10年度	タヌキ、ニホンアナグマ、ノウサギ、鳥類	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲頭数および県の調査による推定頭数を参考にし、千葉県第二種特定鳥獣管理計画に基づき設定する。

(単位：頭)

対象種類	捕獲計画数等			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
ニホンザル	400	400	400	
ニホンジカ	3,000	3,000	3,000	
イノシシ	5,000	5,000	5,000	
キョン	1,000	1,000	1,000	※特定外来生物
ハクビシン	600	600	600	
アライグマ	1,000	1,000	1,000	※特定外来生物
タヌキ	500	500	500	
ニホンアナグマ	50	50	50	
ノウサギ	20	20	20	
ハシブトガラス	300	300	300	
ハシボソガラス	300	300	300	
カルガモ	150	150	150	
スズメ	200	200	200	
ドバト	200	200	200	
ヒヨドリ	200	200	200	
カワウ	100	100	100	
キジ	20	20	20	
サギ	50	50	50	
合計	13,090	13,090	13,090	

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>【ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、キョン】 年間を通して市街地を除く市全域で、銃器およびわなによる捕獲を行う。 ただし、ニホンザルについては、基本的にコアエリア内ではニホンザルの保護地域として捕獲は行わないものとする。</p> <p>【ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ニホンアナグマ、ノウサギ】 年間を通して市街地を除く市全域で、小型檻による捕獲を行う。ただし、アライグマについては特定外来生物であるため、市街地での捕獲も行う。</p> <p>【鳥類】 被害発生時期に合わせて、農地や湖での銃器による捕獲を実施する。 カラス等の市街地被害発生時は、現地調査を行い、関係法令を遵守した対応方法を検討する。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲の担い手の育成（狩猟免許取得促進等） ・新たな担い手の確保、育成 ・捕獲効率の改良に係る検討（ICTの活用等） ・捕獲等に関する知識（法令等を含む）の周知徹底 ・安全対策（捕獲従事者を対象とした講習会の実施等）

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性およびその取組内容</p> <p>銃による捕獲や止めさしに際し、ライフル銃（銃腔内腔施割合 1/5 以上 1/2 以下）を使用できるようにすることで、有害鳥獣からの反撃等による事故の防止が期待できる。 また、銃刀法改正以前より当該銃を所持・使用していた捕獲従事者の捕獲活動継続が見込める。</p>
--

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	防護柵の設置 合計 30,000m	防護柵の設置 合計 30,000m	防護柵の設置 合計 30,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル、 ニホンジカ、 イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵設置事業執行時に受益者の管理意識確認のための覚書の締結 ・ 協議会主体で侵入防止策現地調査をし、適正管理の徹底に向け、口頭指導または文書指導をする
令和9年度		
令和10年度		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

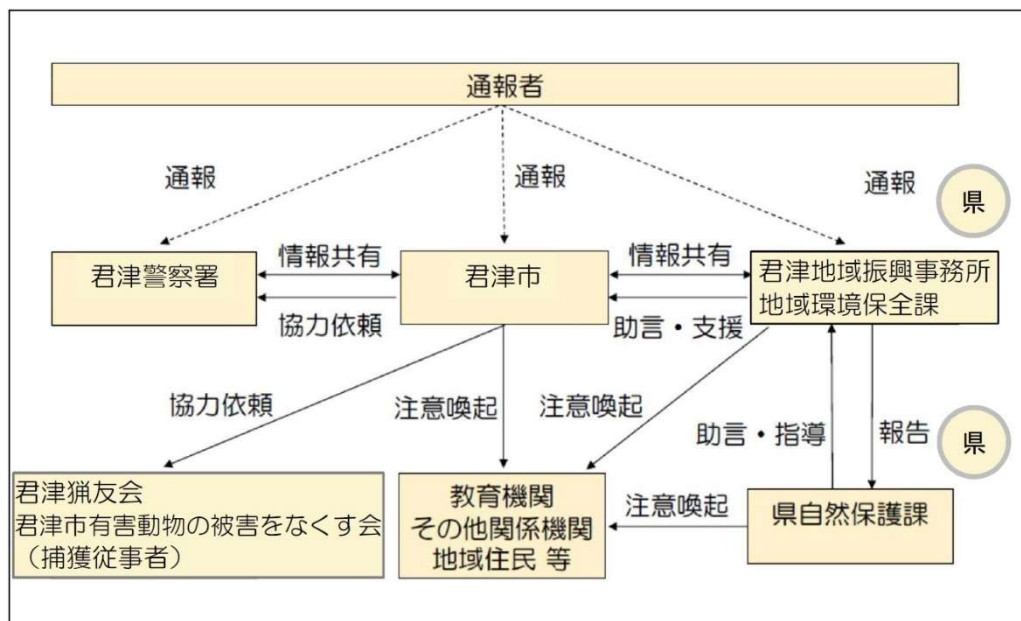
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、キョン、ニホンアナグマ、ノウサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策に関する情報の収集および提供 ・ 緩衝帯整備等の環境整備対策の推進 ・ 広域的な対策の推進
令和9年度		
令和10年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会	有害鳥獣捕獲の実施 情報収集 対策の推進
君津猟友会	有害鳥獣捕獲の実施 情報収集 対策の推進
君津市有害動物の被害をなくす会	有害鳥獣捕獲の実施 情報収集 対策の推進
千葉県 (自然保護課、君津地域振興事務所地域環境保全課)	情報収集 対策の推進
君津警察署	個人の生命、身体および財産の保護
君津市	関係機関との連絡調整 情報収集 対策の推進

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、埋設（自家消費含む）・食肉利用のいずれかの方法により処理を行う。現状は大半が埋設処理となっているが、君津市獣肉処理加工施設を引き続き安定的に稼働させることで埋設負担の軽減を図る。

【捕獲計画に対する食肉利用処理数と埋設処理数内訳】

（単位：頭）

年度	捕獲計画数		食肉利用処理数	埋設処理数
令和8年度	シカ	3,000	1,800	7,200
	イノシシ	5,000		
	キョン	1,000		
令和9年度	シカ	3,000	1,800	7,200
	イノシシ	5,000		
	キョン	1,000		
令和10年度	シカ	3,000	1,800	7,200
	イノシシ	5,000		
	キョン	1,000		

※食肉利用処理数には、君津市獣肉処理加工施設のほか民営の獣肉処理施設での処理数も含む。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

君津市獣肉処理加工施設では次のように捕獲等をした対象鳥獣を有効利用していく。

食品	イノシシ・シカ・キョンを利用予定
ペットフード	イノシシ・シカを利用予定
皮革	イノシシ・シカ・キョンを利用予定
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	需要がある場合に対応

(2) 処理加工施設の取組

君津市では君津市獣肉処理加工施設を、設置・稼働しており、今後も引き続き適正に管理運営していく。

【年間処理計画頭数】

シカ、イノシシ、キョンの合計で年間 1,200 頭の処理を目標とする。

【運営体制】

施設の利用者は公募により選定する。

【安全性の確保に関する取組】

安全性の確保のため、厚生労働省「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」ならびに「千葉県イノシシ肉に係る衛生管理ガイドライン」、平成 28 年に作成された「君津市野生獣肉処理衛生管理マニュアル」、関連法令を遵守することとしている。

また、イノシシ肉の出荷については、平成 25 年 1 月から県の定めた出荷・検査方針に基づいて全頭検査を実施し、検査結果は市ホームページで公開している。

(3) 処理加工施設の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会
構成機関の名称	役割
君津市	被害防止計画の策定、情報収集、対策の推進
君津市農業協同組合	被害状況調査、事務局
ぼうそう農業共済組合	被害状況調査、情報提供
千葉県森林組合南部支所	情報提供
君津市観光協会	情報提供
君津猟友会	有害鳥獣捕獲の実施、情報提供
君津市有害動物の被害をなくす会	有害鳥獣捕獲の実施、情報提供
鳥獣保護管理員	捕獲時の隊員に対する指導、鳥獣保護特区等の管理

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県君津地域振興事務所地域環境保全課	捕獲許可
千葉県君津農業事務所	情報提供
君津警察署	情報提供
東京大学大学院農学生命科学研究科 附属演習林千葉演習林	情報提供、捕獲協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

君津市鳥獣被害対策実施隊設置規則により民間および市職員から構成する。
実施隊は集落等の広範囲での効率的な被害対策を実施する。
主な取組は、緩衝帯や防護柵の整備、サルの追い払いや捕獲活動等、その地域の課題の調査、研究、対策に関する地域の合意形成とし、市はその取組を支援する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合および被害対策目標・方法等に重要な変更が生じた場合は、その都度関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努めることとする。